

太宰府市立太宰府史跡水辺公園

太宰府市総合体育館

指定管理者募集要項

太宰府市

教育部スポーツ課

太宰府市立太宰府史跡水辺公園・太宰府市総合体育館指定管理者募集要項

太宰府市では、施設の効率的・効果的な管理運営を図るため、「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、次の２施設を一体的に管理運営する指定管理者を募集します。なお、１施設のみでの募集は行いません。

１ 対象施設の概要等

（１）施設の概要

①太宰府市立太宰府史跡水辺公園

所在地	太宰府市大字向佐野 18 番地
敷地面積	9,343 m ²
延床面積	2,209.51 m ²
建築年月	平成 4 年 6 月
構造	鉄筋コンクリート造
階層	地上 2 階、地下 1 階
施設構成	室内プール、屋外プール、トレーニング室、事務室 等

②太宰府市総合体育館（とびうめアリーナ）

所在地	太宰府市大字向佐野 21 番地 2
敷地面積	18,081 m ²
延床面積	7,243.70 m ²
建築年	平成 28 年 7 月
構造	鉄筋コンクリート造
階層	3 階
施設構成	アリーナ、柔道場、剣道場、多目的ラウンジ、軽運動トレーニング室、会議室、事務室 等

（２）開館時間及び休館日

	開館時間	休館日
太宰府市立太宰府史跡水辺公園	9:00～21:30 (屋外プール※は 9:30～17:30)	・毎週月曜日 ・1 月 1 日から 1 月 4 日まで 及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで
太宰府市総合体育館 (とびうめアリーナ)	9:30～22:00	・毎月最終水曜日 ・1 月 1 日から 1 月 4 日まで 及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

※屋外プールの使用期間は 7 月中旬から 8 月下旬まで。

（３）指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

(4) 指定管理料の上限額（5年間合計）

太宰府市立太宰府史跡水辺公園及び太宰府市総合体育館の指定管理料の上限額は以下のとおりとし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

太宰府市立太宰府史跡水辺公園：481,669,000 円

太宰府市総合体育館：438,425,000 円

2 管理運営の基本方針

- (1) 施設の設置目的を十分に認識し、施設の効用を最大限に発揮するため、適切な管理運営に努めること。
- (2) 公の施設として、サービスの提供に当たっては平等・公平な取り扱いを行うこと。
- (3) 多様な市民及び利用者のニーズに的確に対応するため、常にサービスの改善に努めるとともに、経費削減等により効率的・効果的な管理運営に努めること。
- (4) 市民が健康でいきいきとした豊かな生活を送るため、生涯スポーツの推進に努めること。

3 業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

- (1) 事業に関する業務
- (2) 使用の許可に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 使用料の減免に関する業務
- (5) 利用の制限に関する業務
- (6) 施設、附属設備等の維持及び修繕に関する業務

具体的な業務内容及び履行方法は、別紙仕様書を参照してください。

4 申請（応募）のスケジュール

募集要項の配布	令和7年10月3日(金)～11月14日(金)
説明会及び施設見学会参加申込締切	令和7年10月10日(金)
説明会及び施設見学会	令和7年10月14日(火)
質問事項の受付	令和7年10月14日(火)～10月21日(火)
質問事項への回答	令和7年10月28日(火)
申請書類の受付	令和7年10月14日(火)～11月14日(金)
選定委員会による審査	令和7年12月2日(火)
指定管理者候補者の決定・選定結果の通知	令和7年12月8日(月)
仮協定書の締結	令和7年12月中旬
指定管理者の指定	令和8年2月上旬
協定書の締結	令和8年2月上旬

※このスケジュールは、選定の進捗状況等により変更となる場合があります。

5 申請（応募）要件

（１）申請（応募）資格

法人その他の団体が（以下「団体」という。）次の条件を満たしていることが必要です。同一団体による複数の応募はできません。

また、複数の団体が共同事業体を結成してグループで応募する場合は、その構成員全員が応募資格を満たす必要があります。

- ①法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと
- ②会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中でないこと
- ③指定管理者の責に帰すべき事由により、５年以内に指定の取消を受けたものでないこと
- ④太宰府市における入札参加を制限されていないこと
- ⑤太宰府市の選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していないこと
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員に就任している団体又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと

※福岡県警察本部への調査・照会用資料として「申請団体役員名簿」（様式指定あり）を提出してください。

- ⑦２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること）
 - ⑧当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること
 - ⑨指定期間中、当該施設を安全、円滑に管理運営ができること
 - ⑩緊急時等に迅速な対応ができるよう、募集時において福岡県内に事業所(本社・支店・営業所等)を有すること
 - ⑪スポーツ施設の指定管理者又はスポーツ施設の管理運営実績を有すること
- グループで応募する場合は、その構成員のいずれかがスポーツ施設の指定管理者又はスポーツ施設の管理運営実績を有すること

（２）グループによる申請（応募）に関する条件

- ①グループによる申請の場合は、グループ名称を設定し、代表となる団体等を定めること。なお、申請後及び指定期間内において、代表となる団体等及び構成団体の変更は原則として認めない。
- ②グループを構成する団体間の管理運営業務にかかる連帯責任の割合等を定めること。
- ③代表団体及び構成団体として申請した団体は、他のグループで代表団体又は構成団体となることはできない。

6 応募手続きに関する事項

(1) 募集要項の配布

太宰府市ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてください。

期間：令和7年10月3日(金)から令和7年11月14日(金)午後5時まで

(2) 説明会及び施設見学会

①日時 令和7年10月14日(火) 午後2時から2時間程度

②会場 太宰府市総合体育館会議室・研修室

③参加申込

参加を希望される場合は、10月10日(金)正午までに次の申込フォームから申し込みください。

【申込フォーム】

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/3nORDUt1>



(3) 質問事項の受付及び回答

①受付期間 令和7年10月14日(火)説明会終了後から令和7年10月21日(火)午後5時まで

②次の専用フォームに質問を入力してください。

③回答予定日 令和7年10月28日(火)

④回答方法 太宰府市ホームページに掲載します。

【専用フォーム】

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=40JyYx3y>



(4) 申請書の提出

①提出期間 令和7年10月14日(火)から令和7年11月14日(金)午後5時まで

②提出方法 持参又は郵送。メールやファクスでの提出はできません。

(提出先) 太宰府市教育部スポーツ課窓口 (福岡県太宰府市大字通古賀 197-3)

③提出部数 正本1部、副本8部 (副本は正本の写しを可とします。)

(5) 申請(応募)書類

①太宰府市公の施設に係る指定管理者指定申請書(様式第1号)

②グループ応募構成書(様式第1号の2)※グループで応募する場合に限り提出してください。

③事業計画書(施設ごと)(様式第2号、任意の様式でも可)

④収支計画書(施設ごと。総括表・年度表)(様式第3号、任意の様式でも可能ですが、区分は様式に合わせてください。)

⑤人件費業務案分表(施設ごと)(様式第3号の2)

⑥-1 指定事業(イベント事業)収支内訳書(スポーツ推進計画等事業)(施設ごと)(様式第3号の3、任意の様式でも可能ですが、様式第3号の金額と合致すること。)

⑥-2 提案事業(教室事業)収支内訳書(スポーツ推進計画等事業)(施設ごと)様式第3号の4、任意の様式でも可能ですが、様式第3号の金額と合致すること。)

⑦指定管理者自主事業収支内訳書(様式第4号、任意の様式でも可)

⑧宣誓書(様式第5号)

⑨申請団体役員名簿(様式第6号)

⑩定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

- ⑪役員の名簿及び履歴を記載した書類
- ⑫会社の登記簿謄本(履歴事項全部証明書、3カ月以内に取得したもの)
- ⑬団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書又はこれらに類する書類(直近の決算時のもの)
- ⑭国税、県税、市税について滞納がないことを証明する書類
- ⑮会社(事業者)概要(任意様式)
- ⑯当該施設と同種同類の指定管理者又は同種同類の施設の管理運営実績を示す書類

(6) 留意事項

- ①団体が提出する事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属します。ただし、市が必要とする場合には、事業計画書の内容の全部又は一部を使用することがあります。
- ②申請書類、その他提出された書類は返却しません。
- ③申請書類、その他提出された書類は、太宰府市情報公開条例(平成9年条例第4号)第10条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に公開することがあります。
- ④提出期限後、申請書類その他提出された書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。
- ⑤提出書類は、必要に応じて複写することがあります。(施設担当課及び太宰府市指定管理者候補者選定委員会での使用に限ります。)
- ⑥申請にかかる書類作成や手続きに要した費用は、申請者の負担とします。
なお、指定管理者候補者として選定後、議会の議決が得られなかった場合も、同様とします。
- ⑦応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出してください。
- ⑧選定委員会審査の前に、応募者等が太宰府市指定管理者候補者選定委員会委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合、そのほか市民に疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合は、審査を行うことなく指定管理者候補者となる資格を失います。
- ⑨施設愛称について、市はネーミングライツ・パートナーを募集中です。ネーミングライツ料は市の収入となり、施設愛称の変更に伴う看板設置等の経費はネーミングライツ・パートナーの負担となります。詳細は市ホームページをご確認ください。

URL <https://www.city.dazaifu.lg.jp/soshiki/2/43517.html>

7 審査及び選考に関する事項

太宰府市指定管理者候補者選定委員会において、提出された事業計画等を踏まえた提案に基づき審査を行います。

(1) 審査方法

①資格審査及び書類審査

提出された指定申請書等により応募資格要件に関する資格審査及び書類審査を行います。

②面接審査

資格審査及び書類審査を通過した応募者を対象に実施し、提出された書類をもとにプレゼンテーションを行っていただき、選定委員によるヒアリング及び審査を行います。

面接審査では、追加資料等を配布することはできませんが、書類審査に提出された書類をもとに作成した資料をスクリーンに投影することは可能です。

※出席者は1団体（グループ）につき、3名以内でお願いします。

※面接審査の具体的なスケジュール・方法等は書類審査通過者に別途通知します。

応募者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理者候補者の選定を行います。

(2) 審査項目

太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第19号）で定める選定の基準を踏まえ、採点表の基準に基づき総合点数方式により採点のうえ、指定管理者候補者を選定します。（合計の65%を基準点とし、基準点未満の場合は失格とします。）

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果については、応募者全員に対して書面にて通知するとともに太宰府市ホームページに公表します。

①候補者として選定された団体名、選定理由、事業提案内容

②応募団体ごとの総合的な評価点

※評価後の採点表について、太宰府市情報公開条例（平成9年条例第4号）第10条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に公開することがあります。

8 協定の締結

指定管理者候補者として選定後、速やかに指定管理に関する仮協定を締結し、太宰府市議会での議決を経て指定管理者として指定し、指定管理期間中の施設管理に関する細目的事項を定める基本協定書を締結します。また、各年度の指定管理料、その他必要な事項を定めるため、年度ごとに年度協定書を締結します。なお、指定管理に関する協定については、施設ごとに締結します。

9 問い合わせ先

〒818-0104

福岡県太宰府市大字通古賀197-3 スポーツ振興事務所2階

太宰府市教育部スポーツ課

電話：092-918-5381

Eメール：sports@city.dazaifu.lg.jp

太宰府市立太宰府史跡水辺公園及び太宰府市総合体育館（とびうめアリーナ）指定管理者採点表

応募者の名称

分類 (大分類)	評価項目 (中分類)	評価の視点	配点300		評価基準				
					A	B	C	D	E
1 団体の理念等	(1) 基本方針、理念、目標	基本方針、理念及び目標が具体的であり、ふさわしいものになっているか	30	60	30	22	15	8	0
	(2) 申請理由	公の施設の管理者として適切か	20		20	16	10	4	0
	(3) 同種又は類似施設の運営実績	同種施設の運営実績は十分か	10		10	8	5	2	0
2 施設管理	(1) 維持管理計画、管理体制	維持管理及び管理体制に関する方針・計画は適切か	30	60	30	22	15	8	0
	(2) 防犯、防災対策	防災・災害発生時や、防犯・不審者、感染症予防などに対する対策は適切か	20		20	16	10	4	0
	(3) 緊急時、事故発生時の対応	緊急時や事故、故障等の対応体制は適切か	10		10	8	5	2	0
3 施設運営	(1) 職員配置計画	実際の利用者数を見込んだ配置計画になっているか、また現場のバックアップ体制は取れているか	20	120	20	16	10	4	0
	(2) 職員の研修計画	職員の資質を維持・向上する体制をとっているか	10		10	8	5	2	0
	(3) 利用者ニーズの把握とサービス向上の方策	・日常的な利用者ニーズの把握についての取り組みの有無 ・把握した利用者ニーズを基にサービス向上を図る方策の有無	20		20	16	10	4	0
	(4) 利用者のトラブル（クレーム等）の未然防止と対処方法	・トラブルの未然防止策は十分か ・トラブル発生時の対処方法は適切か	20		20	16	10	4	0
	(5) 施設の認知度向上及び宣伝広報の取り組み	施設の認知度向上及び宣伝広報の取組は充実しているか	10		10	8	5	2	0
	(6) スポーツ推進計画等事業	・太宰府市総合体育館及び太宰府市立太宰府史跡水辺公園でのスポーツ推進計画等事業には、幅広い対象者が設定されているか ・太宰府市総合体育館及び太宰府市立太宰府史跡水辺公園でのスポーツ推進計画等事業は魅力的な提案か	30		30	22	15	8	0
	(7) 指定管理者自主事業	自主事業の提案内容が優れているか。	10		10	8	5	2	0
4 その他	(1) 提案金額及び収支計画	提案金額及び各年度の収支計画は適切か。	30	60	30	22	15	8	0
	(2) 地域や関係団体との連携、協力	市内スポーツ団体や地域と積極的に連携、協力する姿勢があるか	10		10	8	5	2	0
	(3) 総合評価	指定管理者として業務を行う熱意と質の高いサービスを継続的かつ安定的に提供できるか	20		20	16	10	4	0

■評価基準

A	特筆すべき提案(状況)がある
B	市が求める基準より高い提案(状況)がある
C	市が求める基準を満たす程度
D	市が求める基準にやや欠ける点がある
E	市が求める基準を満たしていない

合計 点数	／300
----------	------

太宰府市立太宰府史跡水辺公園 利用者数及び利用料収入の推移

(利用者数) (人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和 3 年度	6,169	2,345	2,176	8,510	2,786	0	6,426	5,187	4,684	4,480	4,485	5,305	52,553
令和 4 年度	5,450	6,444	9,397	10,167	7,727	7,242	6,365	5,301	4,045	1,615	5,098	5,535	74,386
令和 5 年度	5,879	6,730	8,828	10,497	9,873	8,982	6,448	5,464	4,558	3,144	5,842	6,366	82,611
令和 6 年度	6,549	7,439	9,237	20,802	30,597	8,400	6,773	5,183	4,545	4,265	5,245	6,172	115,207
令和 7 年度	6,143	6,454	8,039	22,796	28,041								71,473

(利用料収入) (円)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和 3 年度	1,116,940	426,200	440,070	2,260,120	749,150	0	1,191,950	839,330	1,783,520	627,200	764,200	940,740	11,139,420
令和 4 年度	951,220	1,259,970	1,714,140	2,651,510	1,846,540	1,277,920	1,157,660	874,500	1,930,140	204,270	745,090	888,300	15,501,260
令和 5 年度	1,060,020	1,247,820	1,614,480	2,598,840	2,346,340	1,535,010	1,125,190	899,340	2,208,050	468,080	858,800	1,034,560	16,996,530
令和 6 年度	1,059,200	1,309,950	1,621,780	7,680,840	13,615,740	1,801,650	1,443,120	1,000,670	2,563,830	707,030	937,310	1,225,710	34,966,830
令和 7 年度	1,354,800	1,392,010	1,815,390	8,881,680	12,249,870								25,693,750

※令和 3 年度～令和 5 年度について、新型コロナウイルスの影響で、屋外プールを営業していない。

※市外者料金（市内者料金の 2 倍）について、令和 3 年度～令和 5 年度の期間は 7 月・8 月のみ適用しており、令和 6 年 7 月以降は通年で適用している。

※令和 6 年 7 月に、料金改定（従前の約 1.1 倍）を行っている。

※指定事業・提案事業の参加者数及び収入について、上記の数値には含まれていない。

太宰府市総合体育館 利用者数及び利用料収入の推移

(利用者数)

(人)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和 3 年度	5,838	1,678	1,459	5,707	1,139	0	5,880	8,572	8,906	5,258	4,238	5,174	53,849
令和 4 年度	4,646	4,902	5,243	6,087	5,825	5,683	6,905	6,078	5,535	6,623	5,472	6,653	69,652
令和 5 年度	8,812	7,114	7,937	8,317	8,810	12,728	8,188	6,782	9,685	16,145	10,651	13,264	118,433
令和 6 年度	12,040	9,009	12,417	14,967	14,159	18,264	16,171	15,675	13,448	14,256	14,266	17,396	172,068
令和 7 年度	13,294	13,055	13,071	20,484	13,601								73,505

(利用料収入)

(円)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
令和 3 年度	1,055,980	2,927,650	2,010,270	2,146,970	2,273,250	1,973,470	1,966,440	1,043,980	766,700	1,542,420	2,078,520	2,199,010	21,984,660
令和 4 年度	1,979,060	1,929,820	2,057,010	2,312,260	2,357,520	2,284,010	1,840,960	1,659,630	1,862,130	1,803,580	1,948,900	1,670,490	23,705,370
令和 5 年度	1,026,340	1,369,800	1,697,190	1,703,000	1,972,420	2,144,470	1,472,580	1,229,410	1,039,220	771,460	1,218,040	937,950	16,581,880
令和 6 年度	1,007,390	782,680	1,070,130	1,501,960	1,981,690	2,149,990	1,376,130	979,260	832,380	1,352,690	1,775,380	1,001,800	15,811,480
令和 7 年度	1,226,100	1,155,980	1,236,460	2,427,410	2,053,440								8,099,390

※令和 3 年 4 月～令和 5 年 12 月までの間、新型コロナウイルスワクチン接種会場となっており、接種会場来場者は「利用者数」に含まれていないが、「利用料収入」には接種会場として占有した期間分の利用料が含まれている。

※指定事業・提案事業の参加者数及び収入について、上記の数値には含まれていない。